



標準様式第2号

庶 第 6 5 8 号  
平成 2 3 年 9 月 8 日

## 行政文書開示決定通知書

武 田 則 昭 様

福岡法務局長 椿 栄 一



平成23年8月9日受付第188号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので、通知します。

記

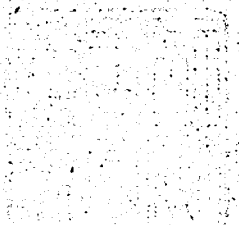
- 1 開示する行政文書の名称  
登記情報システム端末操作手引書（不動産登記事件処理編）（第2.1版）
- 2 不開示とした部分とその理由

上記文書のうち、システムの操作方法を説明している部分は、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第4号及び第6号に該当し、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、福岡地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。



The main body of the document contains several paragraphs of text, which are extremely faint and difficult to read due to the quality of the scan. The text appears to be organized into distinct sections, possibly representing different parts of a letter or a report.

### 3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 別紙の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく 開示実施手数料の額
A 4判文書 362枚	①電子情報処理組織を使用する方法	文書1枚につき 10円	3,620円	3,420円
	②複写機により複写(白黒)したものの交付	用紙1枚につき 10円	3,620円	3,420円
	③複写機により複写(カラー)したものの交付	用紙1枚につき 20円	7,240円	7,040円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	3,720円	3,520円
	⑤ 閲覧	100枚までごとにつき100円	400円	200円

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成23年 月 日から平成23年 月 日まで(土、日曜日及び祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)。福岡法務局庶務課

(3) 電磁的記録で開示を実施する場合の準備日数

「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに電子情報処理組織を使用する方法により実施予定

\* 担当課等 福岡法務局庶務課 〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3丁目9-15  
Tel.092-721-4570